

第二種特定鳥獣に係る特例としての狩猟期間の延長及び狩猟規制の緩和について

令和4年度まで標記の特例措置を適用しているが、当該特例措置は、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると考えられるため、令和5年度以降も特例措置を適用する。その概要は次のとおり。

1 ニホンジカ及びイノシシの狩猟期間の延長について

鳥獣保護管理法第11条第2項の規定に基づき環境大臣が定めている狩猟期間（神奈川県において、猟区以外の区域は11月15日から翌年2月15日）について、鳥獣保護管理法第14条第2項の規定に基づき、次のとおり延長する。

(1) 狩猟期間を延長する地域

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画及び第2次神奈川県イノシシ管理計画に定める計画対象区域のうち、鳥獣保護管理法第11条に基づく狩猟可能区域。ただし、猟区は除く。

※猟区については、鳥獣保護管理法施行規則第9条により、環境大臣が狩猟期間を10月15日から翌年3月15日までに定めているため延長しない。

(2) 延長後の狩猟期間

11月15日から翌年2月末日まで

(3) 延長後の狩猟期間を適用する期間

(ニホンジカ) 令和5年11月15日から令和9年2月28日まで

(イノシシ) 令和5年11月15日から令和9年2月28日まで

鳥獣保護管理法（抜粋）

（第二種特定鳥獣に係る特例）

第十四条

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

2 イノシシの狩猟におけるくくりわなの輪の直径の制限解除について

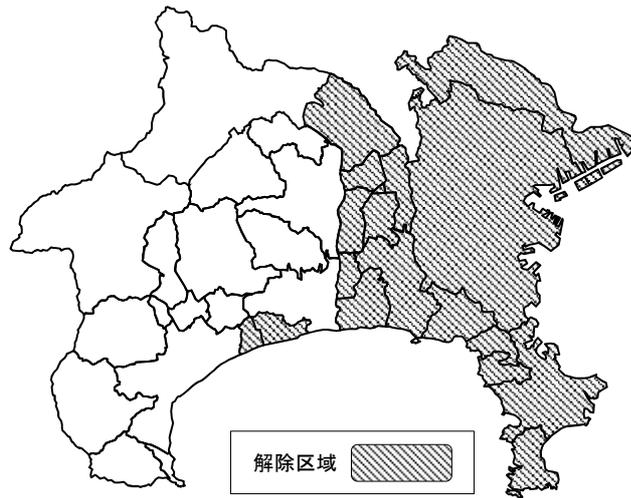
鳥獣保護管理法第12条第1項の規定に基づき環境大臣が定めている、イノシシの狩猟における猟法の制限（くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるものを使用する方法の禁止）を、鳥獣保護管理法第14条第3項の規定に基づき次のとおり解除する。

(1) 猟法の禁止の一部を解除する地域

第2次神奈川県イノシシ管理計画に定める計画対象区域のうちツキノワグマを錯誤捕獲するおそれのない地域（※）で、鳥獣保護管理法第11条に基づく狩猟可能区域

（※解除地域：第2次神奈川県イノシシ管理計画から大磯町及び二宮町を追加）

横浜市、川崎市、相模原市（緑区を除く）、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町（17市町）



(2) 猟法の禁止の解除の内容

くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるものを使用する方法を可とする

(3) 猟法の禁止の一部を解除する期間

令和5年11月15日から令和9年2月28日まで

3 特例措置内容の総括

(1) ニホンジカ

	法令上の規制	今回の特例措置
狩猟期間	11月15日から翌年2月15日まで (猟区は10月15日～翌年3月15日)	11月15日から翌年2月末日まで (猟区は除く)

(注) 第4次計画期間中は、鳥獣保護管理法施行規則第10条第2項の規程に基づく捕獲数の制限(1人1日当たりの捕獲頭数:1頭)を「上限なし」とする特例措置を適用しているが、平成29年9月の鳥獣保護管理法施行規則の一部改正により捕獲数の制限が解除されたため、第5次計画期間中は、捕獲数についての特例措置は不要となった。

(2) イノシシ

内容	法令上の規制	今回の特例措置
狩猟期間	11月15日から翌年2月15日まで (猟区は10月15日～翌年3月15日)	11月15日から翌年2月末日まで (猟区は除く)
くくりわなの輪の直径の制限	輪の直径が12センチメートルを超えるものを使用する方法の禁止	輪の直径が12センチメートルを超えるものを使用する方法を可とする (ツキノワグマを錯誤捕獲するおそれのない地域に限る。)